

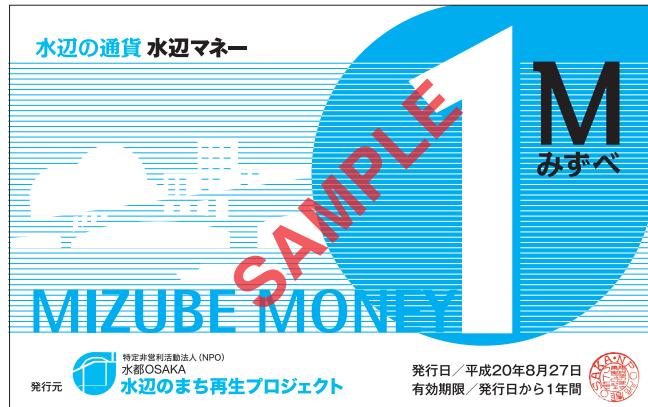
地域通貨「水辺マネー」は、 水辺の活性化を目指す通貨です。

NPO水辺のまち再生プロジェクトは、地域通貨「水辺マネー」を発行します。

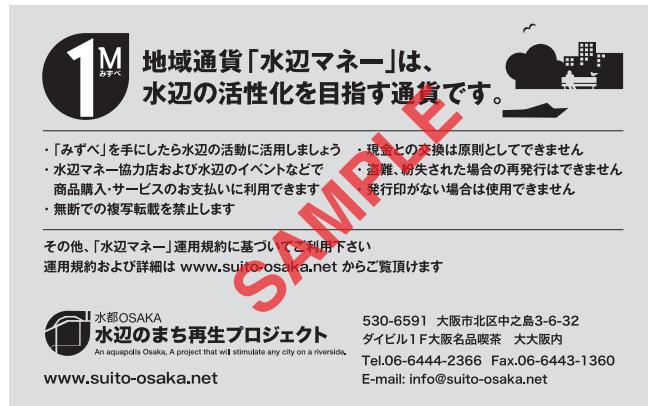
2007年8月29日NPO水辺のまち再生プロジェクトが協力するイベント、水辺ナイトより試験試用開始しました。

使用協力加盟店やイベントはこれから構築していきますので現状では限られたものとなってしまいますがご了承下さい。

水辺マネーデザイン



表面



裏面

水辺マネー運用規約[案]

1. 名称

この地域通貨は、名称を「水辺マネー」という

2. 「水辺マネー」発行の目的

地域通貨「水辺マネー」は、大阪の水辺を活性化することを発行目的とする。「水辺マネー」は主に大阪の水辺のコミュニティ活動、商業活動の対価の一部として機能する。

水辺のまちの再生に賛同する個人、商店、個人、NPO等の間で循環し、有志の橋渡しとなり、経済の活性化に寄与するものである。

3. 「水辺マネー」の単位および価値

「水辺マネー」の単位を「みずべ」とする。1みずべ=250円を目安とする。「水辺マネー」の有効期限を発行より1年間とする

4. 発行および運営主体

水辺マネーの発行は、「特定非営利活動法人水都 OSAKA 水辺のまち再生プロジェクト(以下、「水辺 NPO」という)」に設置する「水辺マネー事務局(以下、「事務局」という)」が行う。

水辺マネー発行にあたっては、事務局は、「水辺マネー」賛同者より協力金を1000円単位で徴収し、協力金額に相当する「みずべ」を賛同者に対して発行するものとする。

発行した地域通貨には、発行者印を押印するものとする。

5. 水辺マネーを使ったサービスの提供等

「水辺マネー」協力店の提供する商品およびサービスを受ける際に、協力店の定める範囲において「みずべ」を代金の支払いに利用することができる。

6. 水辺マネー協力金の運用

「水辺 NPO」に、「水辺マネー特別会計」を設置する。

特別会計において協力金を現金で保管し、別項に定める通り、水辺活性化のための活動に支出するものとする。收支状況等については、常にその情報を開示するものとする。

7. 「みずべ」の換金

「みずべ」の換金は原則として行うことができない。

ただし、事務局が認める場合においてのみ、事務局の定める換金レートによって現金または新しい「みずべ」に交換することができる。

8. 再発行

「みずべ」を盗まれ、または紛失された場合等には、発行元は「みずべ」の再交付をしない。

以下の場合は「みずべ」を再発行する。

・発行元が、当該「みずべ」が偽造または変造されたものでない事を確認できる時

・かつ、「みずべ」の減失範囲が2分の1未満の時
上記の場合は、発行者は、必要手数料を受け取り「みずべ」の再交付を行う。

9. 使用の制限

以下の場合使用することができない

「みずべ」が偽造、変造されたものであるとき。

「みずべ」が窃盗など違法行為で取得されたものであるとき。

「みずべ」の半分以上が減失している場合。

「みずべ」に発行印が押印されていない場合。

本規約に対する違反または不履行があったとき。

信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。

発行元が活動を停止したとき

協力店に置いて、破産もしくは特別清算開始等の申し立てがあったとき。

協力店が天災地変その他の理由により営業を停止したとき。

協力店が「水辺マネー」への協力を解除したとき。

10. その他

この他、必要な事項は、発行元において別に定めを決定するものとする。